移植医療機関の登録について

2003.8.27 登録基準改訂

日本さい帯血バンクネットワークでは平成10年7月の厚生省臍帯血移植検討会の中間まとめの答申に従い、予め登録をいただいた移植病院に対して非血縁者からのさい帯血提供を行っております。

移植病院<u>診療科</u>として登録を希望される場合には、以下の登録基準をご確認の上、 別紙に必要事項をご記入の上、日本さい帯血バンクネットワーク事務局あてにご申請 下さい。

1.移植経験数

同種造血幹細胞移植を過去5年間で、内科は10例以上、小児科は7例以上実施 していること。

2. 倫理委員会規程

施設全体として倫理審査委員会等において、さい帯血移植の実施を認可された 施設であること。

3.保存設備

さい帯血を保存するために、液体窒素保存容器または - 140 以下のフリーザーの ある施設であること。

4.情報公開

移植実績、移植医療チームの構成、移植可能時期、移植施設と設備、長期宿泊施設などに関する情報をホームページで開示している。

または、上記情報について、当ネットワークホームページにおいての公開を了承されること。

5.移植後情報の提供

移植後の患者の追跡調査を行い、提供を受けたさい帯血バンクに報告すること。

6.診療科単位の登録

登録は原則として診療科単位とすること。

複数の診療科(チーム)で登録を希望する場合は、その理由を明記するとともに、 責任者の連絡先、各科別の情報の提供を求めて判断する。

7. その他

造血幹細胞の解凍経験があること。

なお、複数の診療科による登録等については、当ネットワーク事業運営委員会において審議を行います。

当ネットワーク事務局までお問い合わせください。